

## 大和市下鶴間ふるさと館条例逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、下鶴間ふるさと館の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、条例制定の趣旨を示している。

### 【解説】

この条例では、下鶴間ふるさと館の設置、管理等について必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 本市は、地域における文化財の保存及び活用により、郷土文化の理解及び継承に寄与するため、下鶴間ふるさと館（以下「ふるさと館」という。）を設置する。

2 ふるさと館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大和市下鶴間ふるさと館

(2) 位置 大和市下鶴間2359番地5

### 【趣旨】

本条は、ふるさと館の設置について定めている。

### 【解説】

<第1項関係>

地域における文化財の保存及び活用により、郷土文化の理解及び継承に寄与するため、ふるさと館を設置する。

<第2項関係>

名称は大和市下鶴間ふるさと館とし、位置は大和市下鶴間2359番地5とする。

### (事業)

第3条 ふるさと館は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) ふるさと館の保存、公開及び活用に関する事業

(2) 収集した資料の保管に関する事業

(3) 資料の展示及び郷土文化の向上のための普及啓発に関する事業

(4) 行事の企画、立案及び実施に関する事業

(5) その他ふるさと館の目的を達成するために必要な事業

### 【趣旨】

本条は、ふるさと館で行う事業について定めている。

### 【解説】

ふるさと館は、館の保存・公開及び活用、収集した資料の保管、資料の展示及び郷土文化の向上のための普及啓発、行事の企画・立案及び実施、その他ふるさと館の目的を達成するために必要な事業を行う。

(使用の承認)

第4条 ふるさと館の母屋を占有して使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、市長は、管理上必要な条件を付することができる。

2 市長は、使用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めたととき。
- (2) 営利を主たる目的とするとき。
- (3) ふるさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めたととき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。
- (5) その他市長が管理上支障があると認めたととき。

【趣旨】

本条は、ふるさと館母屋の占有使用について定めている。

【解説】

<第1項関係>

ふるさと館の母屋を占有して使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の使用承認を得なければならない。その際、市長は管理上必要な条件を付することができる。

<第2項関係>

使用承認を受けようとする者が、(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき、(2) 営利を主たる目的とするとき、(3) ふるさと館の施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき、(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとときは使用承認をしない。(5) その他市長が管理上支障があると認めたとときも同じ。

[参考]

「下鶴間ふるさと館条例施行規則第2条」

「(使用の申請)

第2条 条例第4条第1項の使用承認を受けようとするものは、下鶴間ふるさと館使用承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の下鶴間ふるさと館使用承認申請書の受付期間は、使用日の3月前から前日までとする。ただし、国若しくは地方公共団体の主催事業又は施設の設置目的に沿った事業のために使用するときは、この限りでない。」

(使用承認の取消し等)

第5条 市長は、使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 前条第1項後段に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用承認後、前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めたととき。

【趣旨】

本条は、ふるさと館母屋の使用承認の取消し等について定めている。

【解説】

使用者が、前条第1項後段に規定する条件に違反したとき、使用承認後に前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、その他市長が管理上支障があると認めたととき、のいずれかに該当したと

きは、使用承認の取り消し、使用の中止、使用方法の変更をさせることができる。

**(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)**

**第6条** 使用者は、使用承認を受けた目的以外にふるさと館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

**【趣旨】**

本条は、ふるさと館母屋の目的外使用と権利譲渡等の禁止について定めている。

**【解説】**

使用者は、使用承認を受けた目的以外にふるさと館を使用したり、その権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

**(開館時間)**

**第7条** ふるさと館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、開館時間を臨時に変更することができる。

**【趣旨】**

本条は、ふるさと館の開館時間について定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

ふるさと館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする

<第2項関係>

市長が特に認める場合は、開館時間を臨時に変更することができる

**(休館日)**

**第8条** ふるさと館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日及び火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

(2) 休日の翌日(休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、休館日を臨時に変更することができる。

**【趣旨】**

本条は、ふるさと館の休館日について定めている。

**【解説】**

<第1項関係>

ふるさと館の休館日は、月曜日と火曜日(休日を除く)、休日の翌日、12月29日から翌年の1月3日までである。

<第2項関係>

市長が特に必要と認める場合は、休館日を臨時に変更することができる。

(入館の制限)

第9条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒むことができる。

【趣旨】

本条は、入館の制限について定めている。

【解説】

市長は、他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある者、その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒むことができる

(原状回復の義務)

第10条 使用者又は利用者は、ふるさと館の施設又は設備の利用を終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

【趣旨】

本条は、ふるさと館使用者又は利用者の原状回復義務について定めている。

【解説】

使用者または利用者は、ふるさと館の施設や設備の利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない

(損害賠償)

第11条 使用者又は利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、使用者又は利用者の損害賠償責任について定めている。

【解説】

使用者又は利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむをえない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第12条 ふるさと館の観覧は、無料とする。ただし、利用者は、特別な企画の展示が行われている場合において、当該展示に係る資料を観覧しようとするときは、1人につき1回あたり1,500円を超えない範囲内において、市長がその都度定める観覧料を納付しなければならない。  
2 使用者は、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならない。

【趣旨】

本条は、ふるさと館の観覧、使用に係る料金について定めている。

【解説】

<第1項関係>

ふるさと館の観覧料は無料である。ただし、特別な企画の展示を観覧しようとするときは、1人につき1回あたり1,500円を超えない範囲で市長がその都度定める観覧料を納めなければならない。

<第2項関係>

使用者は、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならない。

[参考]

「大和市下鶴間ふるさと館条例 別表（第12条関係）」

母屋の区分	母屋使用料
ざしき	1時間につき 300円
おくざしき	
なんど	

（使用料の減免）

第13条 前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、観覧料及び母屋使用料を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、ふるさと館の観覧、使用に係る料金の減免について定めている。

【解説】

前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、観覧料及び母屋使用料を減額し、又は免除することができる。

[参考]

「下鶴間ふるさと館条例施行規則 第6条」

「（使用料の減免）

第6条 条例第13条の規定により観覧料及び母屋使用料を減免する使用内容及び当該使用内容における減免額は、別表第1のとおりとする。

2 観覧料及び母屋使用料の減免を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館使用料減免申請書により申請しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が主催する事業等に使用する場合にあっては、当該申請を省略することができる。」

「下鶴間ふるさと館条例施行規則 別表第1（第6条関係）」

1 観覧料関係

使用内容	減免額
学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が行う教育課程として使用するとき。	全額
その他市長が特に必要と認めるとき。	市長が必要と認める額

2 母屋使用料関係

使用内容	減免額
(1) 本市が主催し、又は共催する事業等に使用するとき。	全額
(2) 周辺地域の公共的団体等が施設の設置目的に沿った事業等に使用するとき。	全額

(3) 国又は他の地方公共団体が主催する事業等に使用するとき。	2分の1の額
(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人並びに本市が出資する一般社団法人及び一般財団法人が施設の設置目的に沿った事業等に使用するとき（第2号に掲げる公共的団体等を除く。）。	2分の1の額
(5) その他市長が施設の設置目的に沿った使用であると認めるとき。	2分の1の額

**（使用料の不還付）**

**第14条 観覧料及び母屋使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、観覧料及び母屋使用料の全部又は一部を還付することができる。**

**【趣旨】**

本条は、ふるさと館の観覧、使用に係る料金の不還付について定めている。

**【解説】**

観覧料及び母屋使用料は還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

**[参考]**

「下鶴間ふるさと館条例施行規則第7条」

「（使用料の還付）

第7条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用できなくなったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館使用料還付申請書を提出しなければならない。」

**（委任）**

**第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。**

**【趣旨】**

本条は、規則への委任について定めている。

**【解説】**

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。